



平成 28 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ダ イ セ キ
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 柱 秀貴
(コード番号 9793 東証・名証第一部)
問い合わせ先 企画管理本部長 片瀬 秀樹
(電話番号 052-611-6322)

監査等委員会設置社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 6 日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

当社は、企業経営における透明性及び健全性向上のため、法令及び社会規範を遵守した企業活動を最重要課題として位置づけており、会社の持続的成長と企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。今般、取締役会の監督機能を強化し、経営の健全性、透明性の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社に移行することとしたものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただくことを条件として、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

②その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。



(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (目 的)	第1条 (現行どおり) (目 的)
第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。
1) 石油ならびに油脂化学製品の製造・販売	1) 石油ならびに油脂化学製品の製造・販売
2) 産業廃棄物の収集運搬・処理ならびに再生加工	2) 産業廃棄物の収集運搬・処理ならびに再生加工
3) 船舶・海洋施設からの油および産業廃棄物の処理ならびに再生加工	3) 船舶・海洋施設からの油および産業廃棄物の処理ならびに再生加工
4) 環境関連プラントの設計・製作・据付・補修ならびに運転・販売	4) 環境関連プラントの設計・製作・据付・補修ならびに運転・販売
5) 水質、油脂、産業廃棄物の濃度に係る計量証明の事業	5) 水質、油脂、産業廃棄物の濃度に係る計量証明の事業
6) 建物、構築物および機械装置の塗装ならびに清掃検査	6) 建物、構築物および機械装置の塗装ならびに清掃検査
7) 建物、構築物の解体工事の請負	7) 建物、構築物の解体工事の請負
8) 石油類精製および貯蔵設備の建設、補修ならびに清掃	8) 石油類精製および貯蔵設備の建設、補修ならびに清掃
9) 毒物劇物の販売	9) 毒物劇物の販売
(新設)	10) <u>古物営業法に基づく古物商</u>
10) 前各号に付随する一切の経営および投資	11) 前各号に付随する一切の経営および投資
第3条～第4条 (条文省略)	第3条～第4条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機 関)</u>
	第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査等委員会</u>
	<u>(3) 会計監査人</u>
第5条～第16条 (条文省略)	第6条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<u>(取締役会の設置)</u>	(削除)
第17条 <u>当社は取締役会を置く。</u>	
(員 数)	(員 数)
第18条 当社の取締役は、15名以内とする。	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く。)</u> は、15名以内とする。
(新設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u> は、5名以内とする。



現行定款	変更案
<p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p><u>4. 当会社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</u></p> <p><u>5. 前項の補欠の監査等委員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>



現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (条文省略) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第26条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第26条 (現行どおり) (代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役相談役、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第28条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
<p>(選任)</p> <p><u>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>



現行定款	変更案
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p><u>第37条</u> 当社は会計監査人を置く。</p> <p><u>第38条～第39条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第41条～第44条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(削除)</p> <p><u>第35条～第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p><u>第38条～第41条</u> (現行どおり)</p>

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成28年5月26日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成28年5月26日 (木)

以上